

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)

- 日時:平成28年4月25日(月)11:00～12:00
- 場所:能代河川国道事務所 会議室(2階)
- 司会:能代河川国道事務所 副所長

次 第

1. 協議会の設立について

能代河川国道事務所長

2. 議 事

事務局

(1)協議会規約について

(2)協議会の目標、取り組みについて

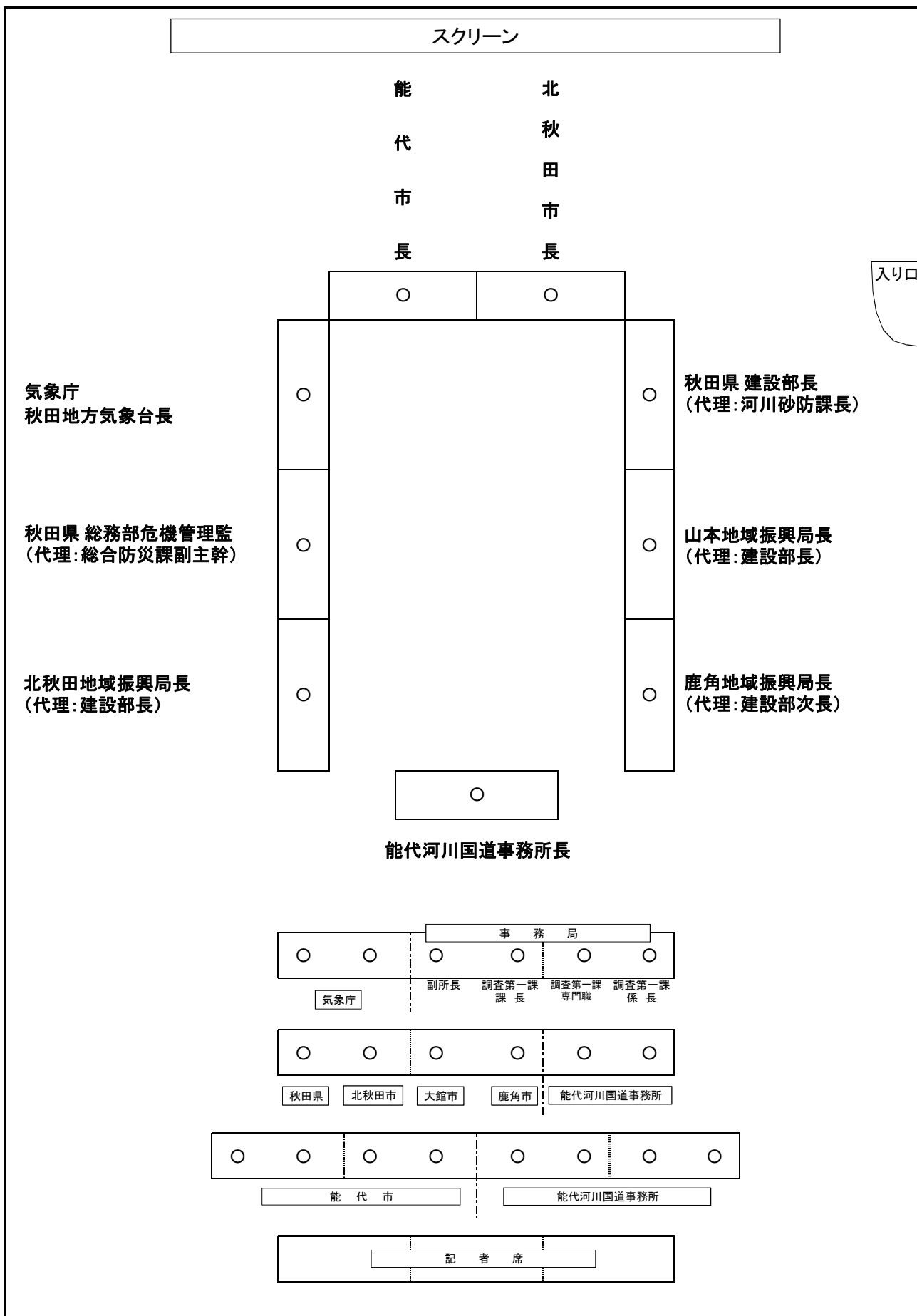
3. 閉 会

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称) ～出席者名簿～

(敬称略)

機 関 名	役 職	氏 名	備 考
能代市	市長	齊藤 滋宣	
北秋田市	市長	津谷 永光	
大館市	市長	福原 淳嗣(欠席)	
鹿角市	市長	児玉 一(欠席)	
秋田県 総務部	危機管理監	佐々木 司 (代理:総合防災課 副主幹 佐藤 収)	
秋田県 建設部	部長	前佛 和秀 (代理:河川砂防課長 小野 久喜)	
秋田県 山本地域振興局	局長	倉部 明彦 (代理:建設部長 松田 功一)	
秋田県 北秋田地域振興局	局長	水澤 聡 (代理:建設部長 佐藤 秀治)	
秋田県 鹿角地域振興局	局長	吉尾 成一 (代理:建設部次長 長崎 滋)	
気象庁 秋田地方气象台	台長	岩尾 尊徳	
東北地方整備局 能代河川国道事務所	所長	坂 憲浩	

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称) ～座席図～



「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」に関する傍聴規程(案)

1. 「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」は公開とする。
2. 協議会の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴会場に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、会議で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。